

生活環境影響調査(生活環境アセス)

審査会や住民説明会など生活環境アセスに関する手続きをサポート

3 すべての人に健康と福祉を



11 住み続けられるまちづくりを



12 つくる責任 つかう責任



産業廃棄物処理施設を新設または更新する場合は、「生活環境影響調査(生活環境アセス)」を原則実施する必要があります。当社では、事業者の皆様の生活環境アセスをサポートいたします。

生活環境影響調査 主なサポート・実施例

- ・調査の計画立案(環境影響調査項目の選定、調査対象地域の設定)
- ・現況把握調査の実施
- ・環境影響の予測・評価
- ・生活環境影響調査書の作成
- ・審査会でのサポート(資料作成、調査内容説明・質問対応)
- ・住民説明会のサポート(資料作成、調査内容説明・質問対応、会場運営)

▶生活環境影響調査の流れ テクノ中部がサポート・実施

廃棄物処理施設の設置計画(施設の種類・規模・立地地点等)

この流れは、市町村が実施する一般廃棄物処理施設の設置には該当しません

環境影響調査項目の選定

施設の稼働、廃棄物の搬出入及び保管によって生じる6項目
●大気質 ●騒音 ●振動 ●悪臭 ●水質 ●地下水
項目は施設の種類、規模、周辺地域の状況を勘案して決定

調査対象地域の設定

調査対象地域は施設の種類、規模、周辺地域の状況を勘案して決定
市町村等行政区画にこだわらない

現況把握調査の実施

環境影響の予測・評価

生活環境影響調査書の作成

廃棄物処理施設の設置許可申請
(設置計画・維持管理計画)(生活環境影響調査書)

公示・縦覧・住民説明会

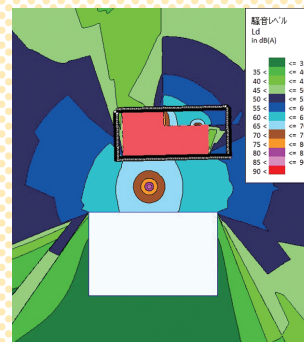
関係市町村からの意見聴取

住民意見の提出

審査会

都道府県知事等の審査

許可



騒音シミュレーション



敷地境界での騒音・振動調査

●の手続きは焼却施設、廃石綿等の熔融施設、PCB処理施設及び最終処分場に適用されます

廃棄物処理施設の新設または更新の計画時には、まずは行政の担当窓口へご相談願います。そこで「生活環境影響調査が必要」と指導された場合は、当社へご相談ください。これまでの豊富な調査実績に基づき、調査計画を策定し、必要であれば行政への説明に同行いたします。行政への相談結果を受け計画を見直し、その後、正式な調査に入ります。

▶生活環境影響調査の所要期間

計画立案から生活環境影響調査書の完成までの所要期間は、調査項目・内容によって大きく異なります。一般的に、小規模な施設については3カ月程度、焼却施設等、規模により調査範囲や影響範囲が広がる場合については1年以上が必要となります。

▶生活環境影響調査を必要とする産業廃棄物処理施設

区分	施設の種類	許可対象となる処理能力
1	汚泥の脱水施設	①10m ³ /日を超えるもの
2	汚泥の乾燥施設	①10m ³ /日を超えるもの
3	汚泥の焼却施設	①5m ³ /日を超えるもの、②200kg/h以上のもの、③火格子面積が2m ² 以上のもの
4	廃油の油水分離施設	①10m ³ /日を超えるもの
5	廃油の焼却施設	①1m ³ /日を超えるもの、②200kg/h以上のもの、③火格子面積が2m ² 以上のもの
6	廃酸、廃アルカリの中和施設	①50m ³ /日を超えるもの
7	廃プラスチック類の破碎施設	①5t/日を超えるもの
8	廃プラスチック類の焼却施設	①100kg/日を超えるもの、②火格子面積が2m ² 以上のもの
9	木くず、がれき類の破碎施設	①5t/日を超えるもの
10	有害物質、ダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設	すべての施設
11	水銀等を含む汚泥のばい焼施設	すべての施設
12	シアン化合物の分解施設	すべての施設
13	石綿含有産業廃棄物の熔融施設	すべての施設
14	PCB類の焼却施設	すべての施設
15	PCB類の分解施設	すべての施設
16	PCB類の洗浄施設、分離施設	すべての施設
17	産業廃棄物の焼却施設(区分3、5、8、14を除く)	①200kg/h以上のもの、②火格子面積が2m ² 以上のもの
18	埋立処分場	すべての施設

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」(昭和46年政令第300号)を加工して作成

